

連絡事項

第三管区海上保安本部
交通部



第三管区海上保安本部

JAPAN COAST GUARD

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」について

令和3年7月1日施行

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海（大阪湾含む）において台風等の異常な気象・海象が予想される場合、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため、
湾外避難・湾内の錨泊制限等を勧告・命令する制度等が創設されます。



薄弱水道航路を航行する多様な船舶



走錨事故防止ポータルサイト

（海上保安庁交通部航行安全課）

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>

事故防止に役立つ以下のような情報を掲載しています。

- ・台風進路図、外洋波浪予想図
- ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海（大阪湾含む）の錨泊船舶の状況図
- ・灯台等で観測した風向・風速等に関する情報
- ・投錨作業と事故防止、台風を錨泊避航した状況等、船員教育に役立つ動画情報
- ・走錨事故防止ガイドライン

等



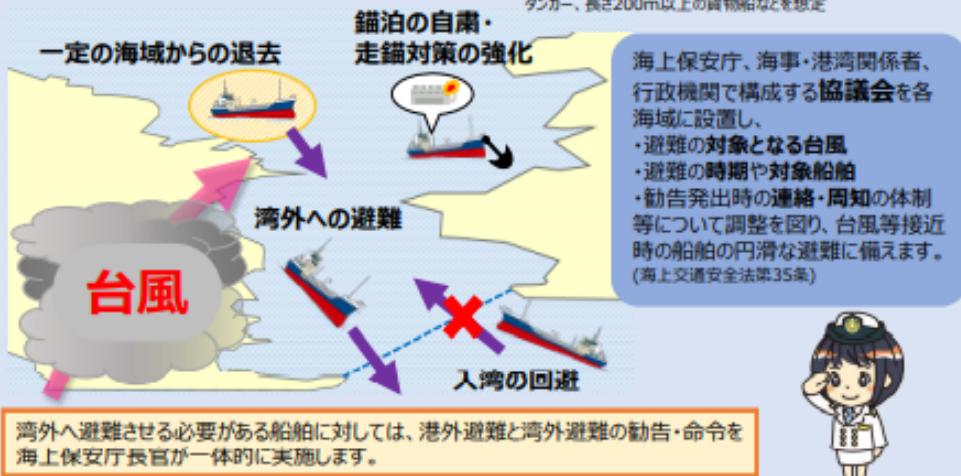
海上保安庁

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海（大阪湾含む）において以下の制度が開始されます

異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度（海上交通安全法第32条）

- 特に勢力の強い台風の直撃が予想される際、大型船等の一定の船舶※に対し、**湾外などの安全な海域への避難や入湾の回避を勧告します。**
- 台風等の接近の際、湾内等にある船舶に対し、**一定の海域における锚泊の自肅や走錨対策の強化を勧告します。**

※主に船体形状や大きな風圧面により風の影響を強く受ける船舶。
自安としては長さ160m以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、タンカー、長さ200m以上の貨物船などを想定



海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度（海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条）

- 臨海部における施設等周辺の一定の海域※において锚泊、航行等する個別の船舶に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。
- 船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。



東京湾に台風が接近する場合

台風接近が予想される際、次のような勧告に従い、安全な避難等をお願いします。

- ・特に勢力の強い台風の場合：一定の大型船等を対象とする**海外への避難や入湾の回避**
- ・台風等の場合：管区本部長が定める海域にある锚泊船を対象とする機関の準備などの**走錨対策の強化**

等



台風接近の際、海上交通センターからの走錨のおそれなどの事故防止のための情報を聴取しなければなりません。

- ・臨海部における施設等周辺の一定の海域において锚泊、航行等する船舶※
- ・船舶や上記施設への異常な接近を認めた場合の危険回避措置の勧告

※東京湾アクアライン周辺海域では長さ50m以上の船舶、横浜沖錨地及び南本牧はま道路周辺海域では総トン数500トン超の船舶

海上交通安全法適用海域
港則法適用海域

荷主企業等の皆様へのお願い

台風接近が予想される際、大型船等が湾外などへの避難や入湾の回避を時間的余裕をもって行えるよう、荷主企業等において
荷役計画の変更等の柔軟な対応をお願いします。

海上保安庁 JAPAN COAST GUARD

〒100-8976
東京都千代田区霞が関2-1-3
03-3591-6361
<https://www.kaiho.milt.go.jp>



官署等連絡先

海上保安庁 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03-3591-6361 https://www.kaiho.milt.go.jp	第一管区海上保安本部 〒047-8560 北海道小樽市港町5-2 TEL 0134-27-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/01kanku/	第二管区海上保安本部 〒985-8507 宮城県仙台市青葉通3-4-1 TEL 022-363-0111 https://www.kaiho.milt.go.jp/02kanku/	第三管区海上保安本部 〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 TEL 045-211-1118 https://www.kaiho.milt.go.jp/03kanku/
第四管区海上保安本部 〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 TEL 052-661-1611 https://www.kaiho.milt.go.jp/04kanku/	第五管区海上保安本部 〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 TEL 078-391-6551 https://www.kaiho.milt.go.jp/05kanku/	第六管区海上保安本部 〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸 3-10-17 TEL 082-251-5111 https://www.kaiho.milt.go.jp/06kanku/	第七管区海上保安本部 〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 TEL 093-321-2931 https://www.kaiho.milt.go.jp/07kanku/
第八管区海上保安本部 〒624-8686 京都府舞鶴市宇下郡井901 TEL 0773-76-4100 https://www.kaiho.milt.go.jp/08kanku/	第九管区海上保安本部 〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 TEL 025-285-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/09kanku/	第十管区海上保安本部 〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東部本町4-1 TEL 099-250-9800 https://www.kaiho.milt.go.jp/10kanku/	第十一管区海上保安本部 〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1 TEL 098-867-0118 https://www.kaiho.milt.go.jp/11kanku/

各機関のホームページは右のリンクからご覧いただけます
(海上保安庁関係リンク集)<https://www.kaiho.milt.go.jp/link/link.html>



海上保安庁
YouTube



海上保安庁
Twitter



海上保安庁
Instagram



依頼 錨泊位置等通報のお願い

走錨時など緊急時における海上保安庁との連絡手段確保のため、以下の船舶は指定する連絡先への「錌泊位置」及び「連絡手段」等の通報にご協力をお願いします。

●京浜港に「走錨対策強化」に関する勧告が発出された場合

京浜港横浜・川崎区に錌泊する総トン数500トン未満の船舶(危険物積載船舶を除く。)

▶ 横浜海上保安部 TEL 045-201-8180

●東京湾アクアライン周辺海域に「走錨対策強化」に関する勧告が発出された場合

東京湾アクアライン周辺海域に錌泊するAIS非搭載船舶

▶ 東京湾海上交通センター TEL 045-225-9140

～令和3年7月1日「改正海上交通安全法」が施行～

東京湾を対象とした 勧告・命令制度等が 始まります!!

東京湾

依頼 航路標識への接触事故防止のお願い

荒天時に航路標識への接触事故が多発しています。船舶は航路標識への接触防止に努めるとともに、航路標識に接触した場合は、直ちに最寄りの海上保安部署へ連絡するようお願いします。

なお、航路標識法の改正により、令和3年11月1日から、海上保安庁の航路標識を損傷等させた原因者へ対し、必要な工事の実施、又は、当該工事に要する費用負担が義務付けられます。



海の安全情報



海の安全に関する以下のような情報を掲載しています。

- | | |
|------------|---------|
| ●気象現況 | ●海上安全情報 |
| ●気象警報・注意報等 | ●ライブカメラ |
| ●緊急情報 | |

走錨事故防止ポータルサイト



走錨事故防止に役立つ以下のような情報を掲載しています。

- 台風進路図、外洋波浪予想図
- 東京湾等の錌泊船舶の状況図
- 灯台等で観測した風向・風速等に関する情報
- 投錨作業と事故防止、台風を錌泊避泊した状況等
- 走錨事故防止ガイドライン

～東京湾で新たに始まる制度～

湾外
避難

特に勢力が強い台風の接近時等、
東京湾外への避難等を勧告します。

入湾
回避

特に勢力が強い台風の接近時等、
東京湾への入湾回避を勧告します。

走錨
防止
対策

強風が予想される場合、東京湾アクアライン
周辺海域へ走錨対策の強化等を勧告します。

新たな
情報提供
等

強風が予想される場合、
一定の海域へ東京湾海上交通センターから
情報提供等を行います。



★注意 本リーフレットは令和3年7月1日時点の情報をもとに作成しています。このため、今後発出される実際の勧告内容と一部異なる可能性があります。荒天時は、実際に発出される勧告の内容に従って下さい。



第三管区海上保安本部 交通部 航行安全課 TEL 045-211-1118

第三管区海上保安本部

I 湾外避難・入湾回避等の勧告について

台風等の異常気象が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域において、走錨した船舶による海上施設や他の船舶への衝突事故が複数発生しています。

このため東京湾では、荒天時、港則法に基づく勧告や湾外避難の推奨等による走錨事故防止対策を行ってきましたが、今回、これら対策の実効性をより高めるため、既存の対策に加えて、新たに海上交通安全法等に基づき、湾内から台風の影響の少ない海域への避難や、湾への入湾回避を促す勧告などを行います。

☒ 湾外避難の勧告

東京湾^{*1}において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾^{*1}へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

高リスク船等^{*2}

十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾^{*1}外の海域へ避難すること。

※船長が白羽の矢筋等を考慮し東京湾^{*1}外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶など、対象外となる船舶もあります。

高リスク船等^{*2}以外の船舶

東京湾^{*1}外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

※湾外へ避難させる必要がある船舶に対しでは、「湾外避難と湾外避難の勧告」命令を第三管区海上保安本部長が一括的に実施します。

※勧告に従わない船舶へ対しでは、「退去」等を命令する場合があります。

☒ 入湾回避の勧告

東京湾^{*1}において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾^{*1}へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

高リスク船等^{*2}

勧告発令以降、東京湾^{*1}への入湾を回避すること。

※船長が白羽の矢筋等を考慮し東京湾^{*1}外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶、港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶、入港後十分に時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難することが可能な船舶など、対象外となる船舶もあります。

高リスク船等^{*2}以外の船舶

台風の強風域が東京湾^{*1}に到達する12時間前以降、東京湾^{*1}への入湾を回避すること。

※港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶など、対象外となる船舶もあります。

※勧告に従わない船舶へ対しでは、「退去」等を命令する場合があります。

*1 東京湾

・千葉県洲崎灯台から神奈川県鶴見灯台まで引いた線以北の海域

*2 高リスク船等

- ・長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- ・長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船
- ・総トン数5万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- ・積荷積載率が10%以下の船舶



☒ 走錨対策強化の勧告

東京湾アクアライン周辺海域^{*3}において最大風速20m/s以上の強風が予想される場合に発出します。

東京湾アクアライン周辺海域^{*3}へ錨泊する船舶

- ① VHF16chの常時警守、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスターの起動、AISの作動維持等を行い、厳重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
- ② 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

※勧告に従わない船舶へ対しでは、「退去」等を命令する場合があります。

*3 東京湾アクアライン周辺海域（走錨対策強化海域）

東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里以内の海上交通安全法適用海域（東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く）



II 海上交通センターによる情報提供等について

荒天時、臨海部における施設等周辺の一定の海域において、船舶の安全な航行や錨泊等の援助を行い、船舶の事故を防止するため、新たに対象海域内の錨泊船舶等へ走錨事故防止に関する情報提供や勧告を行います。

☒ 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

各対象海域^{*4}において、

走錨対策強化の勧告が発出された場合に行います。

東京湾海上交通センターから、対象海域^{*4}に錨泊・航行等する対象船舶^{*4}に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。

また、船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

*4 対象海域及び対象船舶

- LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域(右図①)
総トン数500トン超の船舶
- 東京湾アクアライン海ほたる灯及び東京湾アクアライン風の塔灯から半径2海里以内の海域（錨泊制限海域を除く）(右図②)
長さ50m以上の船舶



第三管区海上保安本部長が発令する勧告

湾外避難・入湾回避勧告（第●号）

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び第48条第1項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 勧告期間

●●●●年●●月●●日●●：●●～勧告を解除するまで

2 勧告対象海域

東京湾^{※1}（湾内の港則法適用港を含む）

3 勧告内容

【湾外避難】

- (1) 東京湾内に在る高リスク船等^{※2}は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。
- ① 平水、沿海又は限定期海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の堪航性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
 - ② 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。）又は内航貨物定期航路事業^{※3}に從事する船舶で、船長が自船の锚泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶
 - ③ 明誠岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域^{※4}において航行する等して避難する船舶
 - ④ 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶
- (2) 東京湾内にある高リスク船等^{※2}以外の船舶は、東京湾外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

【入湾回避】

- (1) 東京湾に入湾しようとする高リスク船等^{※2}は、入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。
- ① 平水、沿海又は限定期海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の堪航性等を勘案し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶
 - ② 旅客定期航路事業又は内航貨物定期航路事業^{※3}に從事する船舶で、船長が自船の锚泊限界風速等を勘案し東京湾内の海域で安全に避難することが可能と判断した船舶
 - ③ 港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶又は入港後十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難することが可能な船舶

- ④ 明誠岬から 304 度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域^{*4}において航行する等して避難する船舶
 - ⑤ 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶
- (2) 高リスク船等^{*2}以外の船舶は、●●日●●：●●（原則として強風域が東京湾に到達する 12 時間前）以降、東京湾への入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。
- ① 港内での係留強化等により安全に避航することが可能な船舶
 - ② 明誠岬から 304 度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域^{*4}において航行する等して避難する船舶
 - ③ 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶

※1 東京湾

千葉県洲崎灯台（北緯 34 度 58 分 31 秒、東経 139 度 45 分 27 秒）から神奈川県鶴崎灯台（北緯 35 度 8 分 29 秒、東経 139 度 40 分 37 秒）まで引いた線以北の海域

※2 高リスク船等

- ① 長さ 160m 以上の自動車運搬船
- ② 長さ 160m 以上のコンテナ船
- ③ 長さ 160m 以上のガスタンカー
- ④ 長さ 160m 以上のタンカー
- ⑤ 長さ 200m 以上の客船・フェリー
- ⑥ 長さ 200m 以上の貨物船
- ⑦ 総トン数 5 万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- ⑧ 総トン数 2 万 5 千トン以上の液化ガス船
- ⑨ 積荷積載率（現在の積荷積載量/載貨重量トン × 100）が 10% 以下の船舶

※3 航路の起点、寄港地、又は終点に東京湾内の港が含まれる事業に限る

※4 別図の①を参照

湾外避難・入湾回避勧告第●号解除

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

台風第〇号の接近に伴い、海上交通安全法第 32 条第 2 項及び第 48 条第 1 項の規定に基づき、東京湾の海域に発出していた湾外避難・入湾回避勧告（第●号）を解除する。

なお、港長による湾外避難船告が継続している場合、これに従うこと。

走錨対策強化勧告（第●号）

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

台風第〇号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1. 発令期間

●●●●年●●月●●日●●：●●～勧告を解除するまで

2. 勧告対象海域

走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺海域[※]）

3. 勧告内容

- (1) 走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺海域[※]）に錨泊する船舶は、VHF 16ch を常時聴取するとともに、船橋当直の増員配置、錨頭の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AIS の作動維持等を行い、厳重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン開進施設への衝突を防止すること。
- (2) 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

※ 東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里円内の海上交通安全法適用海域のうち、東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く海域（別図の②参照）

走錨対策強化勧告第●号解除

●●●●年●●月●●日●●：●●

関係各位

第三管区海上保安本部長

海上交通安全法第32条第2項に基づき発出していた走錨対策強化勧告（第●号）を解除する。